

私たちの提案する条例案の骨子

■目的

宇治市が業務対価を支払う請負、業務委託、委任、その他の契約等において、その業務に従事する労働者への公正な賃金、適正な労働条件を確保し、宇治市の公共事業・公共サービスの質の確保をはかること

■適用範囲

宇治市が発注し、業務対価を支払う請負、業務委託、委任、その他の契約、公の施設の管理の代行（指定管理）に適用する。また、下請け・孫請けにも適用する。

■賃金額

市長は次の(1)(2)(3)のうちもっとも高い金額を基準にして「職種別標準賃金額」を定める。公契約の受注者などは、同「賃金額」を下回らない賃金としなければならない。同「賃金額」決定には、審議会（労使双方、学識経験者など）を設置し、意見を聞く。

(1)賃金額は、1時間あたり1000円以上

(2)その公契約と同種の職に従事する宇治市職員に対して支払われている賃金（諸手当を含む）、及び宇治市所在の事業所に勤務する同種の職の労働者に適用される労働協約等を基準とする額

(3)国土交通省「公共工事設計労務単価」

■労働条件

(1) 所定労働時間は週40時間を原則とし、労働基準法に従い適用されること

(2) 宇治市所在の事業所に勤務する同種の職の労働者に適用される労働協約の定める労働条件

(3) 労働基準法、労働組合法、男女雇用機会均等法に違反しないこと

(4) その他の労働条件、人権、男女平等に関する法令、施行規則、宇治市条例などに違反しないこと

■市長による監督と措置

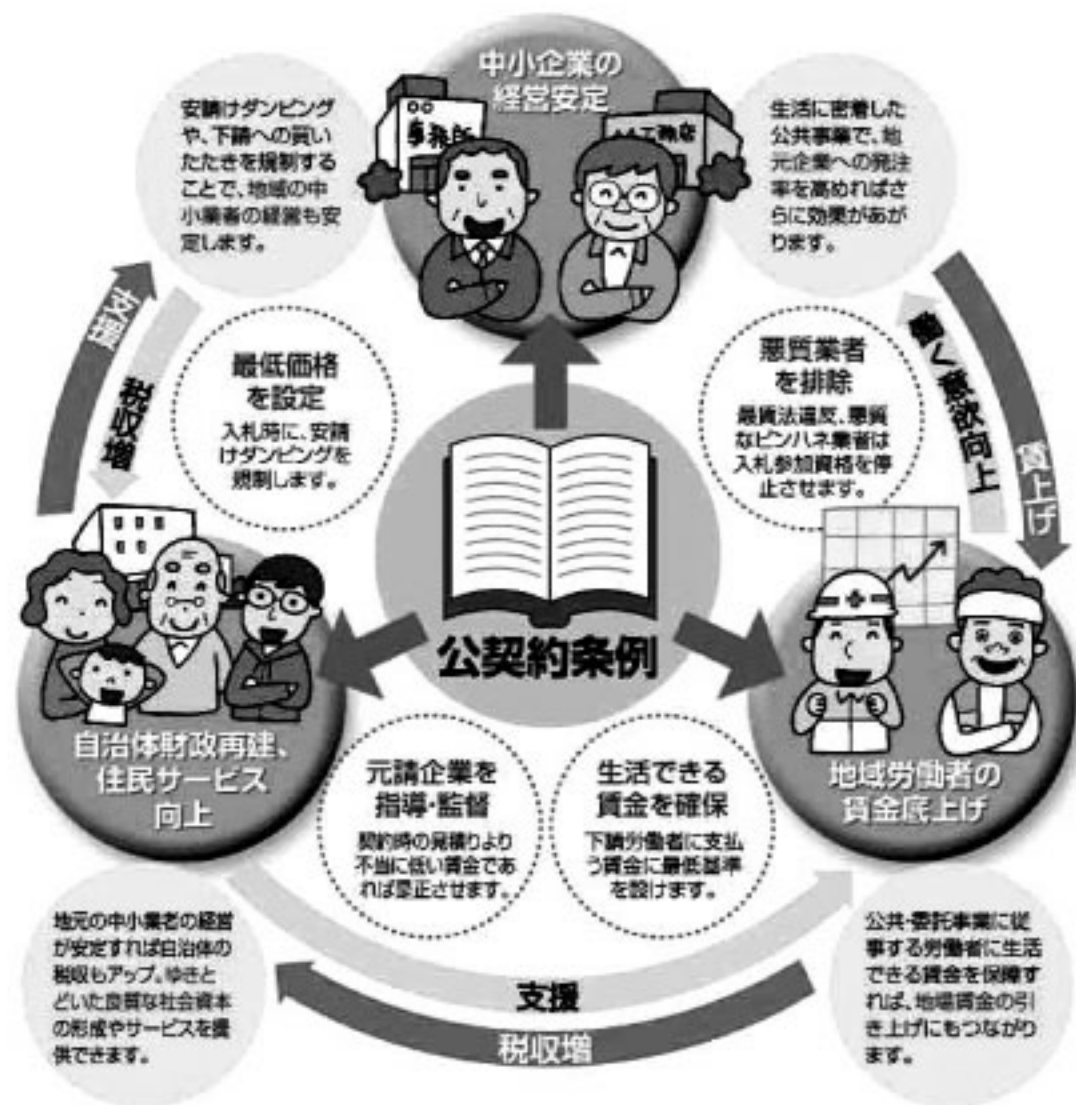
(1)違反があれば是正を命じる。

(2)重大な義務違反があれば契約を解除することができる。

(3)命じられても是正措置を怠った時や、重大な義務違反があれば、新規契約を締結しないものとする事ができる。

宇治市の公共工事と公共サービスに 公正な発注と適正な賃金を保障するために

宇治市の公契約における適正な労働条件の確保をはかる条例（案）の概要



日本共産党宇治市会議員団

「格差社会」やワーキングプアが社会問題になっています。公正な社会をつくっていくために、「最低賃金の引上げ」「均等待遇の実現」が必要なことではないでしょうか。公共工事や委託事業にかかわる労働者は全国で1000万人以上にのぼると言われています。公共団体が率先して「働くルール」を確立すれば、日本の労働者全体の改善につながります。また、地域で経済の底上げ・再生、さらに自治体の増収につながります。

私たち日本共産党宇治市議員団は、そんな思いで、「宇治市の公契約における適正な労働条件の確保をはかる条例（案）」を提案します。

劣悪な、宇治市の公共事業での賃金・労働条件

宇治市でも、公共工事、メンテナンス、清掃、給食調理、福祉、介護、保育、学童保育、事務などの公共サービス関連の労働者は市民の生活・権利・安全を守る大切な仕事を、民間の労働者が担っています。また、非正規雇用も急増しています。その賃金・労働条件は劣悪で、多くのワーキングプアが生まれています。



請負や委託の事業では発注元である宇治市が、一定の賃金をもとに積算しています。ところが労働者にはその積算された賃金が手渡っていません。発注元である宇治市の責任で適正な賃金が払われるようにすれば解決できます。

公共工事で「設計労務単価」の6～7割の賃金実態——建設労働者

公共工事では労務単価を見積もるのにあたって「二省協定」（国土交通省と農林水産省が職種・都道府県ごとに毎年設定）で決める「設計労務単価」

という基準があります。しかし、この単価の支払いは、使用者には課せられていません。実際にはその6～7割しか払われていないといわれています。

給食調理の委託では最低賃金（時給700円）ぎりぎり、かつ短時間パートという実態でとても生活できる賃金とは言えませんし、正社員（期間の定めのない直接雇用）でもありません。保育や介護などの職場でもきわめて低賃金・不安定雇用です。

安定した労働条件を確保することでこそ、安全・安心を保障することになるのです。

ILO94号条約——労働協約・最低賃金よりも有利な労働条件を義務づけ

ILO94号条約（公契約に於ける労働条件に関する）は公的機関が発注する事業について、社会的に適正・公正な水準の賃金・労働条件を確保することを契約に明記するよう義務づけています。その水準も、同一の産業・同一の業種で確立している労働協約などの法令よりも有利な水準にすることを義務づけています。イギリス・イタリア・フランスなどの普通の国では59カ国が批准し、実践しています。

